資料4

令和８年御殿場市議会３月定例会議案資料
（新 旧 対 照 表）

件　　名	頁
議案第１７号関係資料	１
議案第１８号関係資料	３
議案第１９号関係資料	１０４
議案第２０号関係資料	１０６

御　殿　場　市

議案第１７号関係資料

御殿場市行政手続条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（聴聞の通知の方式） 第１５条　　【略】 ２　　【略】 ３　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	（聴聞の通知の方式） 第１５条 ２ ３　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。 ４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
（代理人） 第１６条　前条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 ２から４まで　【略】	（代理人） 第１６条　　同条第４項後段 ２から４まで
（続行期日の指定） 第２２条　　【略】 ２　　【略】 ３　第１５条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明	（続行期日の指定） 第２２条 ２ ３　第１５条第３項及び第４項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の

しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。 （弁明の機会の付与の通知の方式） 第２８条　行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)から(3)まで　【略】 （聴聞に関する手続の準用） 第２９条　第１５条第３項及び第１６条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第１５条第３項中「第１項」とあるのは「第２８条」と、「同項第３号及び第４号」とあるのは「同条第３号」と、第１６条第１項中「前条第１項」とあるのは「第２８条」と、「同条第３項後段」とあるのは「第２９条において準用する第１５条第３項後段」と読み替えるものとする。	所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。 （弁明の機会の付与の通知の方式） 第２８条 名宛人 (1)から(3)まで （聴聞に関する手続の準用） 第２９条　第１５条第３項及び第４項並びに第１６条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第１５条第３項中「第１項」とあるのは「第２８条」と、同条第４項中「第１項第３号及び第４号」とあるのは「第２８条第３号」と、第１６条第１項中「前条第１項」とあるのは「第２８条」と、「同条第４項後段」とあるのは「第２９条において準用する第１５条第４項後段」と読み替えるものとする。 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和８年５月２１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の御殿場市行政手続条例の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（手数料の額等） 第２条　手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。	（手数料の額等） 第２条　手数料の種類及び額は、次のとおりとする。 (1) 印鑑登録証明（多機能端末機（本市の電子計算組織と電子通信回路により接続された端末機で、個人番号カード又は移動端末設備を使用することにより自動で証明書を交付するものをいう。以下同じ。）を利用して交付する場合を除く。）　１枚につき３００円 (2) 印鑑登録証明（多機能端末機を利用して交付する場合に限る。）　１枚につき２００円 (3) 印鑑登録証の交付　１枚につき３００円 (4) 身分に関する証明　１枚につき３００円 (5) 生存、失そうに関する証明　１枚につき３００円 (6) 住民票の写しの交付（多機能端末機を利用して交付する場合を除く。）　１認証につき３００円 (7) 住民票の写しの交付（多機能端末機を利用して交付する場合に限る。）　１認証につき２００円 (8) 消除された住民票の写しの交付　１枚につき３００円 (9) 戸籍の附票の写しの交付　１枚につき３００円 (10) 消除された戸籍の附票の写しの交付　１枚につき３００円 (11) 不在住証明　１枚につき３００円 (12) 不在籍証明　１枚につき３００円 (13) 埋火葬申請書の写しの交付　１枚につき３００円 (14) 住民基本台帳の写しの閲覧　閲覧対象者１人につき３００円 (15) 租税公課に関する証明　１税目１年度につき３００円 (16) 営業、職業に関する証明　１種目につき３００円 (17) 土地、建物、償却資産に関する証明　１件（土地は１筆、建物は１棟、償却資産は種別ごとに１件とする。）につき３００円（１件を超えるものにあっては１筆、１棟又は１種別増すごとに１００円を加算する。）

(18) 公簿の閲覧　１冊につき３００円
(19) 公文書、図面の閲覧　１件（公文書は１事件を、図面は１枚を１件とする。）につき３００円
(20) 公簿、公文書、図面の証明又は謄本、抄本の交付　１件（公簿、公文書は原文１枚を、図面のうち土地は１筆、建物は１棟を１件とする。）につき３００円
(21) 副図の複写　１枚につき３００円
(22) 官有土地使用願の奥書証明　１枚につき３００円
(23) 農地、農耕作に関する証明　１枚につき３００円
(24) 農地台帳の閲覧　１筆につき３００円
(25) 農地台帳の記録事項要約書の交付　１筆につき３００円
(26) 地籍調査成果等閲覧及び証明、基準杭使用許可　１筆につき３００円（１筆増すごとに１００円を加算する。）
(27) 無職証明　１枚につき３００円
(28) 市街化区域、市街化調整区域又は地域地区に関する証明　１筆につき３００円（１筆増すごとに１００円を加算する。）
(29) 造成工事完了証明書の原本証明　１件につき３００円
(30) 市営住宅入居等に関する証明　１枚につき３００円
(31) 土地境界承認の証明　１枚につき３００円
(32) 車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）に適合していることに関する証明　１枚につき３００円
(33) 占用許可に関する証明　１枚につき３００円
(34) 特殊車両の通行許可証の交付　１件につき１，５００円
(35) 公文書、図面、図書等の複写　次に掲げるとおりとする。
ア　Ａ３判まで　１面につき３０円
イ　Ａ２判　１面につき３５０円
ウ　Ａ１判　１面につき７００円
エ　Ａ０判　１面につき１，４００円
(36) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付　１通につき４５０円
(37) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織による方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成１２年自治省令第５号）に規定する方法に限る。以下同じ。）による場合及び当該

戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。）　１符号につき４００円

(38) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付　１認証につき３５０円

(39) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付　１通につき７５０円

(40) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織による方法による場合及び当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。）　１符号につき７００円

(41) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付　１認証につき４５０円

(42) 戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付　１通につき３５０円

(43) 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付　１通につき１，４００円

(44) 戸籍の届書その他の書類の閲覧　１書類につき３５０円

(45) 自動車の臨時運行の許可の申請　１両につき７５０円

(46) 住宅用家屋証明の申請　１件につき１，３００円

(47) 建築確認台帳記載事項証明書の交付　１枚につき４５０円

(48) 建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査　１件につき別表第１のとおりとする。

(49) 建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査　１件につき別表第２のとおりとする。

(50) 建築物に関する中間検査の申請又は特定工程完了通知に係る検査　１件につき別表第３のとおりとする。

(51) 建築設備に関する確認の申請等　建築設備１件につき別表第４のとおりとする。

(52) 工作物に関する確認の申請等　次に掲げるとおりとする。

ア　確認の申請又は計画通知に係る審査（イに掲げるものを除く。）　工作物１件につき１７，７００円

イ　確認済証の交付を受けた計画の変更　工作物１件につき９，７００円

ウ　完了検査の申請又は完了通知に係る検査　工作物１件につき２２，９００円

(53) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定の申請　１件につき１２３，９００円

(54) 建築物の敷地と道路との関係の特例認定の申請　１件につき２８，４００円

(55) 仮設建築物の建築許可の申請　１件につき１２３，９００円
(56) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定の申請　次に掲げるとおりとする。
ア　建築物の数が２である場合　１件につき８０，２００円
イ　建築物の数が３以上である場合　１件につき建築物の数から２を減じた数に２９，５００円を乗じて得た額に８０，２００円を加えた額
(57) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定の申請　次に掲げるとおりとする。
ア　既存建築物を除く建築物の数が１である場合　１件につき８０，２００円
イ　既存建築物を除く建築物の数が２以上である場合　１件につき建築物の数から１を減じた数に２９，５００円を乗じて得た額に８０，２００円を加えた額
(58) 総合的設計による認定に係る区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定の申請　次に掲げるとおりとする。
ア　一敷地内認定建築物を除く建築物の数が１である場合　１件につき８０，２００円
イ　一敷地内認定建築物を除く建築物の数が２以上である場合　１件につき建築物の数から１を減じた数に２９，５００円を乗じて得た額に８０，２００円を加えた額
(59) 総合的設計により認定を受けた複数建築物の認定取消しの申請　１件につき建築物の数に１２，５００円を乗じて得た額に６，７００円を加えた額
(60) 総合的設計による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請　１件につき２８，４００円
(61) 既存の建築物について行う２以上の工事の全体計画に関する認定の申請又は変更に関する認定の申請　１件につき２８，４００円
(62) 既存の建築物について行う２以上の工事の用途変更に伴う工事の全体計画に関する認定の申請又は変更に関する認定の申請　１件につき２８，４００円
(63) 用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物に関する許可の申請　１件につき１２３，９００円
(64) 優良宅地造成の認定の申請等　１件につき別表第５のとおりとする。
(65) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合に限る。）　次に掲げるとおりとする。
ア　登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律

第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）が交付した確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項に規定する確認書をいう。以下同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項の住宅性能評価書をいう。以下同じ。）を添付する場合　１件につき別表第６のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第７のとおりとする。

(66) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合を除く。）　次に掲げるとおりとする。

ア　確認書を添付する場合　１件につき別表第８のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第９のとおりとする。

(67) 長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合に限る。）　次に掲げるとおりとする。

ア　確認書又は住宅性能評価書を添付する場合（軽微な変更を除く。）　１件につき別表第１０のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第１１のとおりとする。

(68) 長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合を除く。）　次に掲げるとおりとする。

ア　確認書を添付する場合　１件につき別表第１２のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第１３のとおりとする。

(69) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請　次に掲げるとおりとする。

ア　低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項第１号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。以下同じ。）を添付する場合　１件につき別表第１４のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第１５のとおりとする。

(70) 低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請　次に掲げるとおりとする。

ア　低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合　１件につき別表第１６のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第１７のとおりとする。

(71) 低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更に該当する証明の申請　次に掲げるとおりとする。

ア　低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合　１件につき別表第１８のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第１９のとおりとする。

(72) 建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定　次に掲げるとおりとする。

ア　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第４条第３項第２号若しくは第１３条第３項第２号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合　１件につき別表第２０のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第２１のとおりとする。

(73) 建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定　次に掲げるとおりとする。

ア　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第４条第３項第２号若しくは第１３条第３項第２号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合　１件につき別表第２２のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第２３のとおりとする。

(74) 建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請　次に掲げるとおりとする。

ア　建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第３０条第１項第１号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。以下同じ。）を添付する場合　１件につき別表第２４のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第２５のとおりとする。

(75) 建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請　次に掲げるとおりとする。

ア　建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合　１件につき別表第２６のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第２７のとおりとする。

(76) 建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明

の申請　次に掲げるとおりとする。

ア　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第４条第３項第２号若しくは第１３条第３項第２号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合　１件につき別表第２８のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第２９のとおりとする。

(77)　建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る軽微変更に該当する証明の申請　次に掲げるとおりとする。

ア　建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合　１件につき別表第３０のとおりとする。

イ　その他の場合　１件につき別表第３１のとおりとする。

(78)　鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付の申請　１件につき３，４００円

(79)　死亡獣畜取扱場設置の許可の申請　１件につき１６，８００円

(80)　動物の飼養又は収容の許可の申請　１件（１個の施設又は同一構内にある数個の施設について、同時に数件の申請が行われる場合にあっては当該申請を１件とみなす。）につき８，６００円

(81)　犬の登録　１頭につき３，０００円

(82)　犬の狂犬病予防注射済票の交付　１枚につき５５０円

(83)　犬の鑑札の再交付　１枚につき１，６００円

(84)　犬の狂犬病予防注射済票の再交付　１枚につき３４０円

(85)　主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発許可申請　次に掲げる面積の区分に応じた金額

ア　０．１ヘクタール未満　１件につき８，６００円

イ　０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満　１件につき２２，２００円

ウ　０．３ヘクタール以上０．６ヘクタール未満　１件につき４３，３００円

エ　０．６ヘクタール以上１．０ヘクタール未満　１件につき８６，１００円

オ　１．０ヘクタール以上３．０ヘクタール未満　１件につき１３０，１００円

カ　３．０ヘクタール以上６．０ヘクタール未満　１件につき１６９，９００円

キ　６．０ヘクタール以上１０．０ヘクタール未満　１件につき２２０，０００円

ク　１０．０ヘクタール以上　１件につき３００，５００円

(86)　主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務

の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発許可申請　次に掲げる面積の区分に応じた金額

ア　０．１ヘクタール未満　１件につき１３，０００円

イ　０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満　１件につき３０，４００円

ウ　０．３ヘクタール以上０．６ヘクタール未満　１件につき６４，６００円

エ　０．６ヘクタール以上１．０ヘクタール未満　１件につき１１９，６００円

オ　１．０ヘクタール以上３．０ヘクタール未満　１件につき２００，０００円

カ　３．０ヘクタール以上６．０ヘクタール未満　１件につき２７０，１００円

キ　６．０ヘクタール以上１０．０ヘクタール未満　１件につき３３９，７００円

ク　１０．０ヘクタール以上　１件につき４８０，３００円

(87) その他の開発行為許可申請　次に掲げる面積の区分に応じた金額

ア　０．１ヘクタール未満　１件につき８６，１００円

イ　０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満　１件につき１３０，３００円

ウ　０．３ヘクタール以上０．６ヘクタール未満　１件につき１９０，３００円

エ　０．６ヘクタール以上１．０ヘクタール未満　１件につき２６０，４００円

オ　１．０ヘクタール以上３．０ヘクタール未満　１件につき３９０，４００円

カ　３．０ヘクタール以上６．０ヘクタール未満　１件につき５１０，０００円

キ　６．０ヘクタール以上１０．０ヘクタール未満　１件につき６６０，１００円

ク　１０．０ヘクタール以上　１件につき８６９，８００円

(88) 開発行為変更許可申請　１件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、当該額が８６９，８００円を超えるときは、８６９，８００円とする。

ア　開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発区域の面積）に応じ第８５号から第８７号までに規定する額に１０分の１を乗じて得た額

イ　新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３０条第１項第１号から第４号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ第８５号から第８７号までに規定する額

ウ　その他の変更については、１０，３００円

(89) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請　１件につき４６，１００円

(90) 予定建築物等以外の建築等許可申請　１件につき２５，８００円

	(91) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請　次に掲げる面積の区分に応じた金額 ア　０．１ヘクタール未満　１件につき６，９００円 イ　０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満　１件につき１７，９００円 ウ　０．３ヘクタール以上０．６ヘクタール未満　１件につき３８，９００円 エ　０．６ヘクタール以上１．０ヘクタール未満　１件につき６９，３００円 オ　１．０ヘクタール以上　１件につき９６，８００円 (92) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請　次に掲げる面積等の区分に応じた金額 ア　自己の居住用又は業務用であって開発区域の面積が１ヘクタール未満　１件につき１，６００円 イ　自己の居住用又は業務用であって開発区域の面積が１ヘクタール以上　１件につき２，７００円 ウ　ア及びイ以外のもの　１件につき１７，０００円 (93) 開発登録簿の写しの交付　用紙１枚ごとに４７０円 (94) 屋外広告物許可の申請　別表第３２のとおりとする。 (95) 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３８条第６項において読み替えて準用する同条第４項（同法第６６条及び他の法律において準用する場合を含む。）並びに同法第８１条第３項において読み替えて準用する同法第７８条第４項の手数料無料。ただし、当該手数料に係る写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とし、御殿場市が保有する公文書及び保有個人情報が記録された公文書の写しの交付に要する費用等を定める要綱（平成１７年御殿場市告示第５４号）の例による。
２　【略】	２
（手数料の減免） 第４条　次の各号の一に該当するときは、手数料を徴収しない。 (1)及び(2)　【略】 (3) 御殿場市及び御殿場市以外の官公署からの請求又は申請があったとき。ただし、別表建築物の建築確認の申請等の部から建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請の部までに掲げるもの（御殿場市以外の官公署に係るものに限る。）を除く。 (4) 災害により滅失し、又は損壊した建築物に代わるものと認める建築物の建築を市長	（手数料の減免） 第４条　いずれかに (1)及び(2) (3)　第２条第１項第４８号から第７７号 (4)

が相当と認める期間内に行う建築主から別表建築物の建築確認の申請等の部から建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請の部までに掲げる申請、届出、その他の手続きがあったとき。

(5) 行政庁の処分によりほぼ原形のまま建築物を引き移転した建築主から別表建築物の建築確認の申請等の部第１項又は第５項に掲げる申請があったとき。

(6)及び(7)　【略】

２　次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該各号の定めるところにより手数料を減額する。

(1) 地方公共団体又は公共的団体が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条第１項の規定による建築を行う場合の建築確認申請　別表該当手数料の２分の１に相当する額を減額

(2)　【略】

別表（第２条関係）　※　全部改正のため、＿＿下線を省略する。

区分	手数料1件につき	件数区分等
印鑑登録証明（多機能端末機（本市の電子計算組織と電子通信回路により接続された端末機で、個人番号カード、移動端末設備又は住民基本台帳カードを使用することにより自動で証明書を交付するものをいう。以下同じ。）を利用して交付する場合を除く。）	300円	1枚を1件とする。
印鑑登録証明（多機能端末機を利用して交付する場合に限る。）	200円	同
印鑑登録証の交付	300円	同
身分に関する証明	300円	同
生存、失そうに関する証明	300円	同

第２条第１項第４８号から第７７号

(5)　第２条第１項第４８号、第４９号、第５１号又は第５２号

(6)及び(7)

２　【略】

(1)　第２条第１項

(2)

別表第１（第２条関係）　※　全部改正のため、＿＿下線を省略する。

建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査

区分		手数料の額
申請に係る床面積の合計（以下「対象床面積」という。）が30平方メートル以内のもの	申請等に係る建築物（以下「申請等建築物」という。）の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	11,100円
	その他の場合	14,900円
対象床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	19,100円
	その他の場合	29,200円
対象床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,300円
	その他の場合	40,200円
対象床面積が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの		53,200円
対象床面積が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		76,300円
対象床面積が500平方メートルを超えるもの		134,200円

備考　建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査に係る対象床面積の算定及び手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1) 対象床面積は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算

住民票の写しの交付（多機能端末機を利用して交付する場合を除く。）	300円	1認証を1件とする。
住民票の写しの交付（多機能端末機を利用して交付する場合に限る。）	200円	同
消除された住民票の写しの交付	300円	1枚を1件とする。
戸籍の附票の写しの交付	300円	同
消除された戸籍の附票の写しの交付	300円	同
不在住証明	300円	同
不在籍証明	300円	同
埋火葬申請書の写しの交付	300円	同
住民基本台帳の写しの閲覧	300円	1人を1件とする。
租税公課に関する証明	300円	1税目につき年度ごとに1通を1件とする。
営業、職業に関する証明	300円	1種目を1件とする。
土地、建物、償却資産に関する証明	300円	土地は1筆、建物は1棟、償却資産は種別ごとに1件とし、1件を超えるものにあっては1筆、1棟又は1種別増すごとに100円を加算する。
公簿の閲覧	300円	1冊を1件とする。
公文書、図面の閲覧	300円	公文書は1事件を、図面は1枚を1件とする。
公簿、公文書、図面の証明又は謄本、抄本の交付	300円	公簿、公文書は原文1枚を、図面のうち土地は1筆、建物は1棟を1件とする。
副図の複写	300円	1枚を1件とする。
官有土地使用願の奥書証明	300円	同
農地、農耕作に関する証明	300円	同
農地台帳の閲覧	300円	1筆を1件とする。
農地台帳の記録事項要約書の	300円	同

定する。

ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積

イ　確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）

ウ　建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）　当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１

エ　確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該計画の変更に係る床面積の２分の１

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項（同法第８条第２項において同条同項を準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合　上表に掲げる手数料の額と第２条第６５号から第６８号までに掲げる手数料の額とを合わせた額

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項（同法第５５条第２項において同条同項を準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合　上表に掲げる手数料の額と第２条第６９号及び第７０号に掲げる手数料の額とを合わせた額

(4) 建築物省エネ法第３０条第２項の規定により申し出る場合　上表に掲げる手数料の額と第２条第７４号に掲げる手数料の額とを合わせた額

(5) 建築物省エネ法第３１条第２項において準用する同法第３０条第２項の規定により申し出る場合　上表に掲げる手数料の額と第２条第７５号に掲げる手数料の額とを合わせた額

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１号又は第２項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合を除く。）の場合　１棟ごとに、上表に掲げる手数料の額と次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とを合わせた額

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物の建築をする場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合を除く。）</td><td colspan="2">一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）</td><td>14,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸部分</td><td>申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が１戸のもの</td><td>14,000 円</td></tr>
<tr><td>申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの</td><td>25,500 円</td></tr>
<tr><td>申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの</td><td>35,400 円</td></tr>
<tr><td>申請戸数が 11 戸以上のもの</td><td>48,000 円</td></tr>
<tr><td>建築物の建築を</td><td colspan="2">一戸建ての住宅</td><td>7,000 円</td></tr>
</table>

交付		
地籍調査成果等閲覧及び証明、基準杭使用許可	300円	1筆を1件とし、1筆増すごとに100円を加算する。
無職証明	300円	1枚を1件とする。
市街化区域、市街化調整区域又は地域地区に関する証明	300円	1筆を1件とし、1筆を増すごとに100円を加算する。
造成工事完了証明書の原本証明	300円	1申請を1件とする。
市営住宅入居等に関する証明	300円	1枚を1件とする。
土地境界承認の証明	300円	同
車両制限令（昭和36年政令第265号）に適合していることに関する証明	300円	同
占用許可に関する証明	300円	同
特殊車両の通行許可証の交付	1,500円	1申請を1件とする。
公文書、図面、図書等の複写	30円	A3判まで1面につき1件とする。
	350円	A2判1面につき1件とする。
	700円	A1判1面につき1件とする。
	1,400円	A0判1面につき1件とする。
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	450円	1通につき1件とする。
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織による方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）に規定する方法に限る。以下この表において同じ。）による場合及び当該戸籍電子	400円	1符号につき1件とする。

する場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）	共同住宅等の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	7,000 円
		申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	12,700 円
		申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	17,700 円
		申請戸数が 11 戸以上のもの	24,000 円

証明書が証明する事項と同一の事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。）		
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	350円	1認証につき1件とする。
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	750円	1通につき1件とする。
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織による方法による場合及び当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。）	700円	1符号につき1件とする。
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	450円	1認証につき1件とする。
戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	350円	1通につき1件とする。
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1,400円	同
戸籍の届書その他の書類の閲覧	350円	1書類につき1件とする。
自動車の臨時運行の許可の申請	750円	1両につき1件とする。
住宅用家屋証明の申請	1,300円	1申請を1件とする。

建築確認台帳記載事項証明書の交付			300円	1通につき1件とする。
建築物の建築確認の申請等	1　建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査申請に係る床面積の合計（以下「対象床面積」という。）につき右に掲げる区分に応じた金額	(1)　30平方メートル以下のもの	11,000円	1申請を1件とする。
		(2)　30平方メートルを超100平方メートル以下のもの	18,000円	同
		(3)　100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	27,000円	同
		(4)　200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	38,000円	同
		(5)　500平方メートルを超えるもの	68,000円	同
	2　建築物に関する完了検査の申請又は完了通知	(1)　30平方メートル以下のもの	15,000円	1申請を1件とする。
		(2)　30平方メートルを超え100平方メートル以下のも	19,000円	同

に係る検査（中間検査及び特定工程の指定なし）対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額	の		
	(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	24,000円	同
	(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	33,000円	同
	(5) 500平方メートルを超えるもの	55,000円	同
3 建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査（中間検査及び特定工程の指定あり）対象床面積につき右	(1) 30平方メートル以下のもの	14,000円	1申請を1件とする。
	(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	18,000円	同
	(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円	同
	(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のも	31,000円	同

	に掲げる区分に応じた金額	の		
		(5) 500平方メートルを超えるもの	52,000円	同
	4 中間検査の申請又は特定工程完了通知に係る検査対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額	(1) 30平方メートル以下のもの	14,000円	1申請を1件とする。
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	16,000円	同
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円	同
		(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	30,000円	同
		(5) 500平方メートルを超えるもの	50,000円	同
	5 工作物に関する確認の申請等	(1) 確認の申請（次号に掲げるものを除く。）	17,000円	1申請を1件とする。
		(2) 確認済証の交付を受けた	9,000円	同

	計画の変更		
	(3) 完了検査の申請又は完了通知に係る検査	22,000円	同
6 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定の申請		120,000円	1申請を1件とする。
7 建築物の敷地と道路との関係の特例認定の申請		27,000円	1申請を1件とする。
8 仮設建築物の建築許可の申請		120,000円	1申請を1件とする。
9 総合的設計による一団地の建築物の特例認定の申請	(1) 建築物の数が2である場合	78,000円	1申請を1件とする。
	(2) 建築物の数が3以上である場合	建築物の数から2を減じた数に28,000円を乗じて得た額に78,000円を加えた額	同
10 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物	(1) 既存建築物を除く建築物の数が1である場合	78,000円	1申請を1件とする。
	(2) 既存建築物を除く建築物の数が2以上	建築物の数から1を減じた数に	同

の特例認定の申請	である場合	28,000円を乗じて得た額に78,000円を加えた額	
１１　同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定の申請	(1) 同一敷地内認定建築物を除く建築物の数が1である場合	78,000円	1申請を1件とする。
	(2) 同一敷地内認定建築物を除く建築物の数が2以上である場合	建築物の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額に78,000円を加えた額	同
１２　複数建築物の認定取消しの申請		建築物の数に12,000円を乗じて得た額に6,400円を加えた額	1申請を1件とする。
１３　一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請		27,000円	1申請を1件とする。
１４　既存の建築物につい		27,000円	1申請を1件とする。

		て行う2以上の工事の全体計画に関する認定の申請		
		１５　既存の建築物について行う2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請	27,000円	1申請を1件とする。
		１６　既存の建築物について行う2以上の工事の用途変更に伴う工事の全体計画に関する認定の申請	27,000円	1申請を1件とする。
		１７　既存の建築物について行う2以上の工事の用途変更に伴う工事の全体計画の変更に関する認定の申請	27,000円	1申請を1件とする。
		１８　用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物に関する許可の申請	120,000円	1申請を1件とする。
宅地造成の工事許可の申	1　宅地造成に関する工事に係る許可申請　切土又は盛土をする土地の面積	(1)　500平方メートル以下のもの	12,000円	1申請を1件とする。
		(2)　500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	21,000円	同
		(3)　1,000平方メートルを超え2,000平方	31,000円	同

	請等	につき右に掲げる区分に応じた金額	メートル以下のもの		
			(4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	47,000円	同
			(5) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	67,000円	同
			(6) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以下のもの	110,000円	同
			(7) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以下のもの	170,000円	同
			(8) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以下のもの	250,000円	同
			(9) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以下のも	340,000円	同

			の		
			(10) 10万平方メートルを超えるもの	420,000円	同
		2 宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請	ア 宅地造成に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、それぞれ前項の金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額 イ 切土又は盛	左欄アからウまでに掲げる額を合算した額（ただし、当該額が420,000円を超えるとき は 、420,000円とする。）	1申請を1件とする。

		土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、それぞれ前項の金額の欄に掲げる額 ウ　ア又はイのいずれにも該当しないものの変更については、10,000円		
優良宅地造成の認定の申請	1　優良宅地造成の認定の申請		86,000円	1申請を1件とする。
	2　優良住宅新築の認定の申請　対象床面積につき右に掲げる区分に	(1)　100平方メートル以下のもの	6,200円	1申請を1件とする。
		(2)　100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	8,600円	同
		(3)　500平方メートルを超え	13,000円	同

等	応じた金額	2,000平方メートル以下のもの		
		(4) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	35,000円	同
		(5) 1万平方メートルを超えるもの	43,000円	同
長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築	1 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。	(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	15,000円	1戸につき1件とする。
		(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）で1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	15,000円	1棟につき1件とする。
		(3) 共同住宅等で1棟当たり	26,000円	同

の場合に限る。）	以下同じ。）が交付した確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書。以下同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条	の申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの		
		(4) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上のもの	41,000円	同

	第1項の住宅性能評価書をいう。以下同じ。）を添付する場合			
	2　確認書及び住宅性能評価書を添付しない場合	(1)　一戸建ての住宅	51,000円	1戸につき1件とする。
		(2)　共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	51,000円	1棟につき1件とする。
		(3)　共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	115,000円	同
		(4)　共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上のもの	183,000円	同
長期優良	1　確認書を添付する場合	(1)　一戸建ての住宅	22,000円	1戸につき1件とする。
		(2)　共同住宅等で1棟当たり	22,000円	1棟につき1件とする。

住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合を除く。）		の申請に係る戸数が1戸のもの		
		(3) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円	同
		(4) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上のもの	60,000円	同
	2 確認書を添付しない場合	(1) 一戸建ての住宅	75,000円	1戸につき1件とする。
		(2) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	75,000円	1棟につき1件とする。
		(3) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	172,000円	同
		(4) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以	273,000円	同

		上のもの		
長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合に限る。）	1　確認書又は住宅性能評価書を添付する場合（軽微な変更を除く。）	(1) 一戸建ての住宅	12,000円	1戸につき1件とする。
		(2) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	12,000円	1棟につき1件とする。
		(3) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	20,000円	同
		(4) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上のもの	33,000円	同
	2　確認書及び住宅性能評価書を添付しない場合	(1) 一戸建ての住宅	30,000円	1戸につき1件とする。
		(2) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	30,000円	1棟につき1件とする。
		(3) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下の	65,000円	同

		もの		
		(4) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上のもの	104,000円	同
長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合	1 確認書を添付する場合	(1) 一戸建ての住宅	17,000円	1戸につき1件とする。
		(2) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	17,000円	1棟につき1件とする。
		(3) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	29,000円	同
		(4) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上のもの	48,000円	同
	2 確認書を添付しない場合	(1)一戸建ての住宅	44,000円	1戸につき1件とする。
		(2) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	44,000円	1棟につき1件とする。

を除く。）		(3) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの		97,000円	同
		(4) 共同住宅等で1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上のもの		155,000円	同
低炭素建築物新築等計画の認定の申請	1 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（市長が定める機関が交付した都市	(1) 一戸建ての住宅		5,000円	1戸につき1件とする。
		(2) 共同住宅等の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用の廊下又は階段、その他市長が認めるもの（以下「共用部分」という。）	申請戸数が1戸のもの	5,000円	1申請を1件とする。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円	同
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円	同
			申請戸数が11戸以上のもの	29,000円	同

		の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。以下同	を除く。）をいう。以下同じ。）			
			(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの		10,000円	同
			(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの		10,000円	同
			(5) その他の建築物対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額	300平方メートル以内のもの	10,000円	同
				300平方メートルを超えるもの	17,000円	同

	じ。)を添付する場合				
	2　その他の場合	(1)　一戸建ての住宅		都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円	1戸につき1件とする。
		(2)　共同住宅等	申請戸数が1戸	市長が定める基準によ	1申請を1件とする。

			の住戸部分	のもの	る審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円	
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては35,000円、その他の基準による審査にあっては75,000円	同
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては51,000円、その他の基準による審査にあっては106,000円	同
				申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては75,000円、その他の基準	同

					による審査にあっては150,000円	
			(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円	同
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	149,000円	同
			(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては94,000円、その他の基準による審査にあっては246,000円	同
				床面積の合計が300平方メートルを	市長が定める基準による審査にあっては120,000円、	同

			超えるもの	その他の基準による審査にあっては309,000円	
		(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては94,000円、その他の基準による審査にあっては246,000円	同
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては120,000円、その他の基準による審査にあっては309,000円	同
低炭素建築物新築等	1 低炭素建築物新築等計画に係る技術的	(1) 一戸建ての住宅		3,000円	1戸につき1件とする。
		(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円	1申請を1件とする。
			申請戸数が2戸以上5戸以下の	6,000円	同

計画の変更認定の申請	審査適合証を添付する場合		もの		
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円	同
			申請戸数が11戸以上のもの	17,000円	同
		(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの		6,000円	同
		(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの		6,000円	同
		(5) その他の建築物 対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額	300平方メートル以内のもの	6,000円	同
			300平方メートルを超えるもの	10,000円	同
	2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1	1戸につき1件とする。

					項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による審査にあっては9,000円、その他の基準による審査にあっては19,000円	
			(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては9,000円、その他の基準による審査にあっては19,000円	1申請を1件とする。
				申請戸数が2戸	市長が定める基準によ	同

				以上5戸以下のもの	る審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては38,000円	
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては27,000円、その他の基準による審査にあっては55,000円	同
				申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては40,000円、その他の基準による審査にあっては78,000円	同
			(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のも	60,000円	同

				の		
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	76,000円	同
			(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては48,000円、その他の基準による審査にあっては124,000円	同
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては61,000円、その他の基準による審査にあっては156,000円	同
			(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以	市長が定める基準による審査にあっては48,000円、そ	同

			内のもの	の他の基準による審査にあっては124,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては61,000円、その他の基準による審査にあっては156,000円	同
建築物のエネルギー消費性能に係る適合	1　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は建	(1)　一戸建ての住宅		5,000円	1戸につき1件とする。
		(2)　共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,000円	1申請を1件とする。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円	同
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円	同
			申請戸数が11戸以上	29,000円	同

性の判定	築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第4条第3項第2		のもの		
		(3) 共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共	床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円	同
			床面積が300平方メートルを超えるもの	17,000円	同

	号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定係部が共用部分のみの建築物の場合	用部分のみの建築物の場合に限る。)			
		(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円	同
			床面積が300平方メートルを超えるもの	17,000円	同
		(5) その他の建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円	同
			床面積が300平方メートルを超えるもの	17,000円	同
	2 そ	(1) 一戸建ての住	建築物のエ	1戸につき1件とする。	

		の他の場合	宅	ネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による判定にあっては18,000円、そ		

					の他の基準による判定にあっては37,000円	
			(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあっては18,000円、その他の基準による判定にあっては37,000円	1申請を1件とする。
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては35,000円、その他の基準による判定にあっては75,000円	同
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては51,000円、その他の基準による判定にあっては106,000円	同

				申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては75,000円、その他の基準による判定にあっては150,000円	同
			(3) 共同住宅等の共用部分(基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。)	床面積が300平方メートル以内のもの	118,000円	同
				床面積が300平方メートルを超えるもの	149,000円	同
			(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用	床面積が300平方メートル以内のも	市長が定める基準による判定にあっては94,000円、そ	同

			部分以外の部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	の	の他の基準による判定にあっては246,000円	
				床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては120,000円、その他の基準による判定にあっては309,000円	同
			（5） 共同住宅等の工場等の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	20,000円	同
				床面積が300平方メー	28,000円	同

				トルを超えるもの		
			(6)その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては94,000円、その他の基準による判定にあっては246,000円	同
				床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては120,000円、その他の基準による判定にあっては309,000円	同
			(7) その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	20,000円	同
				床面積が300平方メートルを	28,000円	同

			超えるもの		
建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定	1　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項	(1)　一戸建ての住宅		3,000円	1戸につき1件とする。
		(2)　共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円	1申請を1件とする。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円	同
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円	同
			申請戸数が11戸以上のもの	17,000円	同
		(3)　共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	同
			床面積が300平方メートルを	10,000円	同

		第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合	項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。）	超えるもの		
			(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用	床面積が300平方メートル以内のも	6,000円	同

		部分以外の部分	の		
			床面積が300平方メートルを超えるもの	10,000円	同
		(5) その他の建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	同
			床面積が300平方メートルを超えるもの	10,000円	同
	2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費	1戸につき1件とする。

					性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による判定にあっては9,000円、その他の基準による判定にあっては19,000円	
			(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあっては9,000円、その他の基準による判定にあっては19,000円	1申請を1件とする。
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては18,000円、その他の基準	同

					による判定にあっては38,000円	
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては27,000円、その他の基準による判定にあっては55,000円	同
				申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては40,000円、その他の基準による判定にあっては78,000円	同
			(3) 共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第	床面積が300平方メートル以内のもの	60,000円	同
				床面積が300平方メートルを	76,000円	同

			1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	超えるもの		
			(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては48,000円、その他の基準による判定にあっては124,000円	同
				床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては61,000円、その他の基準による判定にあっては156,000円	同
			(5) 共同住宅等の工場等の用途に供する部	床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円	同

			分	床面積が300平方メートルを超えるもの	16,000円	同
			(6) その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては48,000円、その他の基準による判定にあっては124,000円	同
				床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては61,000円、その他の基準による判定にあっては156,000円	同
			(7) その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円	同
				床面積	16,000円	同

			が300平方メートルを超えるもの		
建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請	1　建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（市長が定める機関が交付した建築物省エネ法第30条	(1)　一戸建ての住宅		5,000円	1戸につき1件とする。
		(2)　共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,000円	1申請を1件とする。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円	同
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円	同
			申請戸数が11戸以上のもの	29,000円	同
		(3)　共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		10,000円	同

	第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。以下同じ。）を添付する場合	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの		10,000円	同
		(5) その他の建築物対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額	300平方メートル以内のもの	10,000円	同
			300平方メートルを超えるもの	17,000円	同
	2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定	1戸につき1件とする。

					めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円	
			(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円	1申請を1件とする。
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては35,000円、その他の基準による審査にあっては75,000円	同

				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては51,000円、その他の基準による審査にあっては106,000円	同
				申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては75,000円、その他の基準による審査にあっては150,000円	同
			(3) 共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円	同
				床面積の合計が300平方メートルを超える	149,000円	同

			建築物の場合に限る。）	もの		
			（4） 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては94,000円、その他の基準による審査にあっては246,000円	同
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては120,000円、その他の基準による審査にあっては309,000円	同
			（5） その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては94,000円、その他の基準による審査にあっては246,000円	同

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては120,000円、その他の基準による審査にあっては309,000円	同
建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変	1　建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術審査適合証を添付する場合	(1)　一戸建ての住宅		3,000円	1戸につき1件とする。
		(2)　共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円	1申請を1件とする。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円	同
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円	同
			申請戸数が11戸以上のもの	17,000円	同
		(3)　共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1		6,000円	同

更認定の申請		号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。)			
		(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの		6,000円	同
		(5) その他の建築物 対象床面積につき右に掲げる区分に応じた金額	300平方メートル以内のもの	6,000円	同
			300平方メートルを超えるもの	10,000円	同
	2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定	1戸につき1件とする。

					める基準」という。）による審査にあっては9,000円、その他の基準による審査にあっては19,000円	
			(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては9,000円、その他の基準による審査にあっては19,000円	1申請を1件とする。
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては18,000円その他の基準による審査にあっては38,000円	同
				申請戸数が6戸以上10戸以下	市長が定める基準による審査にあっては	同

				のもの	27,000円、その他の基準による審査にあっては55,000円	
				申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては40,000円、その他の基準による審査にあっては78,000円	同
			(3) 共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	60,000円	同
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	76,000円	同

			(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては48,000円、その他の基準による審査にあっては124,000円	同
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては61,000円、その他の基準による審査にあっては156,000円	同
			(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては48,000円、その他の基準による審査にあっては124,000円	同
				床面積の合計が300平方メー	市長が定める基準による審査にあっては	同

			トルを超えるもの	61,000円、その他の基準による審査にあっては156,000円	
建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽	1　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは	(1)　一戸建ての住宅		1,000円	1戸につき1件とする。
		(2)　共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,000円	1申請を1件とする。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円	同
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円	同
			申請戸数が11戸以上のもの	8,000円	同
		(3)　共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1	床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同
			床面積	5,000円	同

微変更に該当する証明の申請	第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合	号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。）	が300平方メートルを超えるもの		
		(4) 共同住宅等	床面積が300平	3,000円	同

			の住戸部分及び共用部分以外の部分	方メートル以内のもの		
				床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同
			(5) その他の建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同
				床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同
		2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号	1戸につき1件とする。

					に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による判定にあっては4,000円、その他の基準による判定にあっては9,000円	
			(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあっては4,000円、その他の基準による判定にあっては9,000円	1申請を1件とする。
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては9,000円、その他の	同

					基準による判定にあっては19,000円	
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては13,000円、その他の基準による判定にあっては27,000円	同
				申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては20,000円、その他の基準による判定にあっては39,000円	同
			(3) 共同住宅等の共用部分(基準省令第4条第3項第1号又は第13条	床面積が300平方メートル以内のもの	30,000円	同
				床面積が300平方メー	38,000円	同

			第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	トルを超えるもの		
			(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては24,000円、その他の基準による判定にあっては62,000円	同
				床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては30,000円、その他の基準による判定にあっては78,000円	同
			(5) 共同住宅等の工場等の用途に供	床面積が300平方メートル以内のも	5,000円	同

			する部分	の		
				床面積が300平方メートルを超えるもの	8,000円	同
			(6) その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては24,000円、その他の基準による判定にあっては62,000円	同
				床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては30,000円、その他の基準による判定にあっては78,000円	同
			(7) その他の建築物の工場等の用途に供す	床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円	同

		る部分	床面積が300平方メートルを超えるもの	8,000円	同
建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る軽微	1　建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術審査適合証を付する場合	(1)　一戸建ての住宅		1,000円	1戸につき1件とする。
		(2)　共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,000円	1申請を1件とする。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円	同
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円	同
			申請戸数が11戸以上のもの	8,000円	同
		(3)　共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第	床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同

変更に該当する証明の申請		3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同
		(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同
			床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同
		(5) その他の建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同
			床面積が300平	5,000円	同

				方メートルを超えるもの		
		2　その他の場合	(1)　一戸建ての住宅		建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項において単に「市長が定める基準」という。)による審査にあっては4,000円、その他の基準による審査にあっては9,000円	1戸につき1件とする。

			(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては4,000円、その他の基準による審査にあっては9,000円	1申請を1件とする。
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては9,000円、その他の基準による審査にあっては19,000円	同
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては13,000円、その他の基準による審査にあっては27,000円	同
				申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては20,000円、そ	同

					の他の基準による審査にあっては39,000円	
			(3) 共同住宅等の共用部分(基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。)	床面積が300平方メートル以内のもの	30,000円	同
				床面積が300平方メートルを超えるもの	38,000円	同
			(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては24,000円、その他の基準による審査にあっては62,000円	同
				床面積	市長が定め	同

			が300平方メートルを超えるもの	る基準による判定にあっては30,000円、その他の基準による審査にあっては78,000円	
		(5) その他の建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては24,000円、その他の基準による審査にあっては62,000円	同
			床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては30,000円、その他の基準による審査にあっては78,000円	同
鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付の申請				3,400円	同
死亡獣畜取扱場設置の許可の申請				16,800円	同
動物の飼養又は収容の許可の				8,600円	同（1個の施設又は同一構内にある数個の

申請		施設について、同時に数件の申請が行われる場合にあっては当該申請を1件とみなす。)
犬の登録	3,000円	1頭につき1件とする。
犬の狂犬病予防注射済票の交付	550円	1枚を1件とする。
犬の鑑札の再交付	1,600円	同
犬の狂犬病予防注射済票の再交付	340円	同
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発許可申請	8,600円	0.1ヘクタール未満
	22,000円	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満
	43,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満
	86,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満
	130,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満
	170,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満
	220,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満
	300,000円	10.0ヘクタール以上
主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発許可申請	13,000円	0.1ヘクタール未満
	30,000円	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満
	65,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満
	120,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満
	200,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満
	270,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満
	340,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満
	480,000円	10.0ヘクタール以上
その他の開発行為許可申請	86,000円	0.1ヘクタール未満
	130,000円	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満
	190,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満
	260,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満
	390,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満

	510,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満
	660,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満
	870,000円	10.0ヘクタール以上
開発行為変更許可申請	1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。 イ　開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発区域の面積）に応じ開発許可申請手数料の額に10分の1を乗じて得た額 ロ　新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じた開発許可申請手数料の額 ハ　その他の変更については、10,000円	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請	46,000円	1申請を1件とする。
予定建築物等以外の建築等許可申請	26,000円	1申請を1件とする。
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請	6,900円	0.1ヘクタール未満
	18,000円	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満
	39,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満
	69,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満
	97,000円	1.0ヘクタール以上
開発許可を受けた地位の承継の承認申請	1,700円	自己の居住用又は業務用であって開発区域の面積が1ヘクタール未満
	2,700円	自己の居住用又は業務用であって開発区域の面積が1ヘクタール以上

				17,000円	その他の業務
開発登録簿の写しの交付				470円	用紙1枚ごと
屋外広告物許可の申請	第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）		1,300円	表示面積5平方メートルまでごとに1件とする。
	第2種	御殿場市総合景観条例（平成25年御殿場市条例第46号。以下「総合景観条例」という。）第28条第3項第2号から第4号までに掲げるもの（第3種のものを除く。）		130円	1枚又は1個を1件とする。
	第3種	照明装置のあるもの		1,590円	表示面積5平方メートルまでごとに1件とする。
	第4種	はり紙（第３種のものを除く。）		390円	100枚までごとに1件とする。
	第5種	その他第1種、第２種及び第４種に類するもの	巻きつけられて取り付けられる広告物	260円	1組につき1件とする。
			その他のもの		1個につき1件とする。

備考

1　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３８条第６項において読み替えて

準用する同条第４項（同法第６６条及び他の法律において準用する場合を含む。）並びに同法第８１条第３項において読み替えて準用する同法第７８条第４項の手数料は無料とし、当該手数料に係る写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とし、御殿場市が保有する公文書及び保有個人情報が記録された公文書の写しの交付に要する費用等を定める要綱（平成１７年御殿場市告示第５４号）の例による。

２　建築物の建築確認の申請等の部第１項の申請に係る対象床面積の算定及び手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1)　対象床面積は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積

イ　確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）

ウ　建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）　当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１

エ　確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該計画の変更に係る床面積の２分の１

(2)　建築物省エネ施行規則第２条第１号又は第２項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合を除く。）の場合　１棟ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額と建築物の建築確認の申請等の部第１項に掲げる手数料の額とを合わせた額

区分			手数料の額
建築物の建築をする場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		13,000円
	共同住宅等の住戸部	申請戸数が1戸のもの	13,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	24,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	34,000円
		申請戸数が11戸以上	46,000円

		のもの	
建築物の建築をする場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		6,000円
	共同住宅等の住戸部	申請戸数が1戸のもの	6,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	23,000円

３　次の各号に掲げる建築物の建築確認の申請等の部第２項及び第３項の申請に係る対象床面積の算定及び手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1)　対象床面積は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

ア　建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積

イ　建築物を建築した場合（移転した場合に限る。）　当該移転に係る部分の床面積の２分の１

ウ　建築物を大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合　当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１

(2)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項（同法第８条第２項において同条同項を準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合　建築物の建築確認の申請等の部第１項に係る申請の手数料の額と長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合に限る。）の部から長期優良住宅建築等計画変更の認定申請（住宅を新築する場合を除く。）の部までに掲げる手数料の額とを合わせた額

(3)　都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項（同法第５５条第２項において同条同項を準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合　建築物の建築確認の申請等の部第１項に係る申請の手数料の額と低炭素建築物新築等計画認定の申請の部から低炭素建築物新築等計画変更の認定申請の部までに掲げる手数料の額とを合わせた額

(4)　建築物省エネ法第１０条第１項の規定が適用される建築物（建築基準法第６条

の４第１項第３号に揚げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）第４条第１項第４号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）の場合　１棟ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる手数料の額と建築物の建築確認の申請等の部第２項又は第３項に揚げる手数料の額とを合わせた額

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		3,000円
共同住宅等の住戸部	申請戸数が1戸のもの	3,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	15,000円
共同住宅等の共用部（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	5,000円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供	床面積の合計が30平方メートル以内のも	2,000円

する部分を除いた部分	の	
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	5,000円
共同住宅等の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平	2,000円

	方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	5,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,000円

４　次の各号に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請に係る手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1)　建築物省エネ法第３０条第２項の規定により申し出る場合　建築物の建築確認の申請等の部第１項に係る申請の手数料の額と建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請の部に掲げる手数料の額とを合わせた額

(2)　建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を記載する場合　申請に係る建築物と複数棟認定の他の建築物につき、それぞれ建築物のエネルギー消費性能

の向上計画に係る認定の申請の部に掲げる区分に応じた金額を合わせた額

5　次の各号に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請に係る手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1)　建築物省エネ法第３１条第２項において準用する同法第３０条第２項の規定により申し出る場合　建築物の建築確認の申請等の部第１項に係る申請の手数料のの額と建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請の部に掲げる手数料の額とを合わせた額

(2)　建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合を除く。）　変更の申請に係る建築物につき、建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請の部に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

(3)　建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合であって次号に掲げる場合を除く。）　変更の申請に係る建築物と新たに追加する他の建築物につき、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請の部に掲げる当該建築物の区分に応じた金額を合わせた額

(4)　建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物のみを追加する場合に限る。）　新たに追加する他の建築物につき、建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請の部に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

6　屋外広告物許可の申請の部の金額は、次のように取り扱うものとする。

(1)　総合景観条例第２９条、第３０条第４項若しくは第６項の許可又は第３６条第２項の期間の更新に係る申請についての金額は、２年を超えて広告物を表示し、又は広告物を提出する物件を設置しようとするときは、この表に掲げる金額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

(2)　総合景観条例第３７条第１項の許可を受けようとする場合は、この表に掲げる額に１００分の５０を乗じて得た額とする。

別表第２（第２条関係）

建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査

区分			手数料の額
中間検査	対象床面積が30平方メー	申請等建築物の全てが建	13,600円

及び特定工程の指定なし	トル以内のもの	築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	
		その他の場合	19,300円
	対象床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	18,500円
		その他の場合	28,000円
	対象床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,400円
		その他の場合	40,700円
	対象床面積が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの		55,200円
	対象床面積が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		60,900円
	対象床面積が500平方メートルを超えるもの		74,900円
中間検査及び特定工程の指定あり	対象床面積が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	12,600円
		その他の場合	18,300円
	対象床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	17,500円
		その他の場合	27,000円
	対象床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	23,400円
		その他の場合	38,700円
	対象床面積が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの		53,200円
	対象床面積が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		58,900円
	対象床面積が500平方メートルを超えるもの		71,900円

備考　建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査に係る対象床面積の算定

及び手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1) 対象床面積は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

ア　建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積

イ　建築物を建築した場合（移転した場合に限る。）　当該移転に係る部分の床面積の２分の１

ウ　建築物を大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合　当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１

(2) 建築物省エネ法第１０条第１項の規定が適用される建築物（建築基準法第６条の４第１項第３号に揚げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）第４条第１項第４号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）の場合　１棟ごとに、上表に揚げる手数料の額と次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる手数料の額とを合わせた額

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		4,000 円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	4,000 円
	申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	4,800 円
	申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	11,000 円
	申請戸数が 11 戸以上のもの	15,600 円
共同住宅等の共用部分（基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	2,100 円
	床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	2,800 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	4,000 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	6,000 円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	2,100 円
	床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	2,800 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	4,000 円

	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	6,000 円
共同住宅等の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	360 円
	床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	510 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	1,100 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	1,400 円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	2,100 円
	床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	2,800 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	4,000 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	6,000 円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	360 円
	床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	510 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	1,100 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	1,400 円

別表第３（第２条関係）

建築物に関する中間検査の申請又は特定工程完了通知に係る検査

区分		手数料の額
対象床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	13,600円
	その他の場合	19,900円
対象床面積の合計が30平	申請等建築物の全てが建築基準法	17,900円

方メートルを超え100平方メートル以内のもの	第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	
	その他の場合	28,000円
対象床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	24,000円
	その他の場合	39,500円
対象床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの		54,700円
対象床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		56,700円
対象床面積の合計が500平方メートルを超えるもの		62,100円

別表第４（第２条関係）

建築設備に関する確認の申請等

区分		手数料の額
確認の申請又は計画通知に係る審査（確認済証の交付を受けた計画の変更を除く。）	小荷物専用昇降機	9,700円
	上記以外の建築設備	20,900円
確認済証の交付を受けた計画の変更	小荷物専用昇降機	6,800円
	上記以外の建築設備	10,500円
完了検査の申請又は完了通知に係る検査	小荷物専用昇降機	18,800円
	上記以外の建築設備	31,400円

別表第５（第２条関係）

優良宅地造成の認定の申請等

区分		手数料の額
優良宅地造成の認定の申請		86,000円
優良住宅新築の認定の申請	対象床面積が100平方メートル以内のもの	6,200円
	対象床面積が100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	8,600円
	対象床面積が500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	13,100円
	対象床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	35,100円
	対象床面積が1万平方メートルを超えるもの	43,100円

別表第６（第２条関係）

長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合に限る。）　確認書又は住宅性能評価書を添付する場合

区分	手数料の額
一戸建ての住宅	16,100円

共同住宅等	申請戸数が１戸のもの	16,100円
	申請戸数が２戸以上５戸以下のもの	27,500円
	申請戸数が６戸以上のもの	43,000円

別表第７（第２条関係）

長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合に限る。）　その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		53,100円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	53,100円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	119,200円
	申請戸数が6戸以上のもの	189,400円

別表第８（第２条関係）

長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合を除く。）　確認書を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		23,200円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	23,200円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,900円
	申請戸数が6戸以上のもの	62,200円

別表第９（第２条関係）

長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合を除く。）　その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		77,800円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	77,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	177,600円
	申請戸数が6戸以上のもの	282,600円

別表第１０（第２条関係）

長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合に限る。）　確認書又は住宅性能評価書を添付する場合（軽微な変更を除く。）

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		12,800円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	12,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	21,200円
	申請戸数が6戸以上のもの	34,900円

別表第１１（第２条関係）

長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合に限る。）　その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		31,000円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	31,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	67,400円
	申請戸数が6戸以上のもの	107,300円

別表第１２（第２条関係）

長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合を除く。）　確認書を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		17,800円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	17,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	30,400円
	申請戸数が6戸以上のもの	49,600円

別表第１３（第２条関係）

長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合を除く。）　その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		46,000円
共同住宅等	申請戸数が1戸のもの	46,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	100,700円
	申請戸数が6戸以上のもの	160,600円

別表第１４（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請　低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		5,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	18,100円
	申請戸数が11戸以上のもの	30,700円
共同住宅等の共用部分		10,700円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		10,700円
その他の建築物		10,700円

別表第１５（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請　その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち住宅に関し市長が別に定めるもの（以下この表、別表第17及び別表第19において「仕様基	19,200円

		準」という。）	
		仕様基準以外のもの	38,800円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	19,200円
		仕様基準以外のもの	38,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	37,000円
		仕様基準以外のもの	78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	53,200円
		仕様基準以外のもの	110,200円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	78,000円
		仕様基準以外のもの	155,300円
共同住宅等の共用部分			122,400円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち非住宅に関し市長が別に定めるもの（以下この表、別表第17及び別表第19において「モデル建物法」という。）	97,600円
		モデル建物法以外のもの	254,400円
その他の建築物		モデル建物法	97,600円
		モデル建物法以外のもの	254,400円

別表第１６（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請　低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		3,300円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,300円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	18,100円
共同住宅等の共用部分		6,600円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		6,600円
その他の建築物		6,600円

別表第１７（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請　その他の場合

区分			手数料の額
一戸建ての住宅		仕様基準	10,000円
		仕様基準以外のもの	20,200円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	10,000円
		仕様基準以外のもの	20,200円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	19,400円
		仕様基準以外のもの	39,900円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	28,700円
		仕様基準以外のもの	57,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	41,800円
		仕様基準以外のもの	81,300円
共同住宅等の共用部分			62,500円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		モデル建物法	50,300円
		モデル建物法以外のもの	128,700円
その他の建築物		モデル建物法	50,300円
		モデル建物法以外のもの	128,700円

別表第１８（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更に該当する証明の申請　低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		1,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,300円
	申請戸数が11戸以上のもの	8,900円
共同住宅等の共用部分		3,100円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		3,100円
その他の建築物		3,100円

別表第１９（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画に係る軽微変更に該当する証明の申請　その他の場合

区分			手数料の額
一戸建ての住宅		仕様基準	5,100円
		仕様基準以外のもの	10,000円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	5,100円
		仕様基準以外のもの	10,000円
	申請戸数が2戸以上5	仕様基準	9,600円

	戸以下のもの	仕様基準以外のもの	19,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	14,200円
		仕様基準以外のもの	28,400円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	21,100円
		仕様基準以外のもの	40,700円
共同住宅等の共用部分			31,200円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		モデル建物法	24,800円
		モデル建物法以外のもの	64,000円
その他の建築物		モデル建物法	24,800円
		モデル建物法以外のもの	64,000円

別表第２０（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第４条第３項第２号若しくは第１３条第３項第２号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		5,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	18,100円
	申請戸数が11戸以上のもの	30,700円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。）		10,700円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		10,300円
その他の建築物		10,300円

別表第２１（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定　その他の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅	建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち住宅に関し市長が別に定	19,200円

		めるもの（以下この表、別表第23、別表第25、別表第27、別表第29及び別表第31において「仕様基準」という。）	
		仕様基準以外のもの	38,800円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	19,200円
		仕様基準以外のもの	38,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	37,000円
		仕様基準以外のもの	78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	53,200円
		仕様基準以外のもの	110,200円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	78,000円
		仕様基準以外のもの	155,300円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）			122,400円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下同じ。）の用途に供する部分を除いた部分		建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち非住宅に関し市長が別に定めるもの（以下この表、別表第23、別表第25、別表第27、別表第29及び別表第31において「モデル建物法」という。）	97,200円
		モデル建物法以外のもの	254,700円
共同住宅等の工場等の用途に供する部分			21,100円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分		モデル建物法	97,200円
		モデル建物法以外のもの	254,700円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分			21,100円

別表第２２（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第４条第３項第２号若しくは第１３条第３項第２号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの

建築物の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		3,300円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,300円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	18,100円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。）		6,600円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		6,300円
その他の建築物		6,300円

別表第２３（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定　その他の場合

区分			手数料の額
一戸建ての住宅		仕様基準	10,000円
		仕様基準以外のもの	20,200円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	10,000円
		仕様基準以外のもの	20,200円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	19,400円
		仕様基準以外のもの	39,900円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	28,700円
		仕様基準以外のもの	57,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	41,800円
		仕様基準以外のもの	81,300円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）			62,500円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分		モデル建物法	49,900円
		モデル建物法以外のもの	128,300円
共同住宅等の工場等の用途に供する部分			11,400円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分		モデル建物法	49,900円
		モデル建物法以外のもの	128,300円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分			11,400円

別表第２４（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請　建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分	手数料の額

一戸建ての住宅		5,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	18,100円
	申請戸数が11戸以上のもの	30,700円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		10,700円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		10,700円
その他の建築物		10,700円

備考　建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請に係る手数料は、建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を記載する場合、申請に係る建築物と複数棟認定の他の建築物につき、それぞれ上表に掲げる区分に応じた金額を合わせた額とする。

別表第２５（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請　その他の場合

区分			手数料の額
一戸建ての住宅		仕様基準	19,200円
		仕様基準以外のもの	38,800円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	19,200円
		仕様基準以外のもの	38,800円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	37,000円
		仕様基準以外のもの	78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	53,200円
		仕様基準以外のもの	110,200円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	78,000円
		仕様基準以外のもの	155,300円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に限る。）			122,400円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		モデル建物法	97,600円
		モデル建物法以外のもの	254,400円
その他の建築物		モデル建物法	97,600円
		モデル建物法以外のもの	254,400円

備考　建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請に係る手数料は、建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を記載する場合、申請に係る建築物と複数棟認定の他の建築物につき、それぞれ上表に掲げる区分に応じた金額を合わせた額とする。

別表第２６（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請　建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		3,300円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,300円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	18,100円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		6,600円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		6,600円
その他の建築物		6,600円

備考　次の各号に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請に係る手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1)　建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合を除く。）　変更の申請に係る建築物につき、上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

(2)　建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合であって次号に掲げる場合を除く。）　変更の申請に係る建築物と新たに追加する他の建築物につき、それぞれ上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額を合わせた額

(3)　建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物のみを追加する場合に限る。）　新たに追加する他の建築物につき、上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

別表第２７（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請　その他の場合

区分			手数料の額
一戸建ての住宅		仕様基準	10,000円
		仕様基準以外のもの	20,200円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	仕様基準	10,000円
		仕様基準以外のもの	20,200円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	19,400円
		仕様基準以外のもの	39,900円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	28,700円
		仕様基準以外のもの	57,600円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	41,800円
		仕様基準以外のもの	81,300円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に限る。）			62,500円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分		モデル建物法	50,300円

以外の部分	モデル建物法以外のもの	128,700円
その他の建築物	モデル建物法	50,300円
	モデル建物法以外のもの	128,700円

備考　次の各号に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請に係る手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1) 建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合を除く。）　変更の申請に係る建築物につき、上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

(2) 建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物を新たに追加する場合であって次号に掲げる場合を除く。）　変更の申請に係る建築物と新たに追加する他の建築物につき、それぞれ上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額を合わせた額

(3) 建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項を新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合（他の建築物のみを追加する場合に限る。）　新たに追加する他の建築物につき、上表に掲げる当該建築物の区分に応じた金額

別表第２８（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第４条第３項第２号若しくは第１３条第３項第２号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		1,500円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,500円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,300円
	申請戸数が11戸以上のもの	8,900円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。）		3,100円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		3,100円
その他の建築物		3,100円

別表第２９（第２条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請

その他の場合

区分			手数料の額
一戸建ての住宅		仕様基準	5,100円
		仕様基準以外のもの	10,000円
共同住宅等	申請戸数が1戸のも	仕様基準	5,100円

の住戸部分	の	仕様基準以外のもの	10,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	仕様基準	9,600円
		仕様基準以外のもの	19,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	14,200円
		仕様基準以外のもの	28,400円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	21,100円
		仕様基準以外のもの	40,700円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に限る。）			31,200円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分		モデル建物法	24,800円
		モデル建物法以外のもの	64,000円
共同住宅等の工場等の用途に供する部分			5,700円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分		モデル建物法	24,800円
		モデル建物法以外のもの	64,000円
その他の建築物			5,700円

別表第３０（第２条関係）

建築物築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る軽微変更に該当する証明の申請　建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		1,500 円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が１戸のもの	1,500 円
	申請戸数が２戸以上５戸以下のもの	3,100 円
	申請戸数が６戸以上10戸以下のもの	5,300 円
	申請戸数が11戸以上のもの	8,900 円
共同住宅等の共用部分（基準省令第４条第３項第１号又は第13条第３項第１号の規定を適用する建築物の場合に限る。）		3,100 円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		3,100 円
その他の建築物		3,100 円

別表第３１（第２条関係）

建築物築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る軽微変更に該当する証明の申請　その他の場合

区分			手数料の額
一戸建ての住宅		仕様基準	5,100 円
		仕様基準以外のもの	10,000 円
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が１戸のもの	仕様基準	5,100 円
		仕様基準以外のもの	10,000 円
	申請戸数が２戸以上	仕様基準	9,600 円

	5戸以下のもの	仕様基準以外のもの	19,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	仕様基準	14,200円
		仕様基準以外のもの	28,400円
	申請戸数が11戸以上のもの	仕様基準	21,100円
		仕様基準以外のもの	40,700円
共同住宅等の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）			31,200円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		モデル建物法	24,800円
		モデル建物法以外のもの	64,000円
その他の建築物		モデル建物法	24,800円
		モデル建物法以外のもの	64,000円

別表第３２（第２条関係）

屋外広告物許可の申請

区分			手数料の額
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）		表示面積5平方メートルまでごとに1,330円
第2種	御殿場市総合景観条例（平成25年御殿場市条例第46号。以下「総合景観条例」という。）第28条第3項第2号から第4号までに掲げるもの（第3種のものを除く。）		1枚、1本又は1個につき120円
第3種	照明装置のあるもの		表示面積5平方メートルまでごとに1,600円
第4種	はり紙（第3種のものを除く。）		100枚までごとに430円
第5種	その他第1種、第2種及び第4種に類するもの	巻き付けられて取り付けられる広告物	1組につき240円
		その他のもの	1個につき240円

備考　(1) 総合景観条例第２９条、第３０条第４項若しくは第６項の許可又は第３６条第２項の期間の更新に係る申請についての金額は、２年を超えて広告物を表示し、又は広告物を提出する物件を設置しようとするときは、この表に掲げる金額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

(2) 総合景観条例第３７条第１項の許可を受けようとするときは、この表に掲げる額に１００分の５０を乗じて得た額とする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１９号関係資料

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（課税額） 第２条　　【略】 ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６５万円を超える場合においては、基礎課税額は、６５万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２４万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２４万円とする。 ４　　【略】	（課税額） 第２条 ２　６６万円　６６万円 ３　２６万円　２６万円 ４
（国民健康保険税の減額） 第２３条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２４万円を超える場合には、２４万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。 (1)から(3)まで　【略】 ２及び３　　【略】	（国民健康保険税の減額） 第２３条　６６万円　６６万円　２６万円　２６万円 (1)から(3)まで ２及び３ 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和８年４月１日から施行する。 （適用区分）

	２　この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（補償基礎額） 第５条　　【略】 ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1)　　【略】 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、９，７００円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１万４，５００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第１号に該当する扶養親族については１人につき１００円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2)から(6)まで　【略】 ４ 別表（第５条関係） 補償基礎額表 階級　勤務年数	（補償基礎額） 第５条 ２　【略】 (1) (2) １万円 １万５，０００円 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第１号に該当する扶養親族については１人につき４３３円を、第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)から(5)まで ４ 別表（第５条関係） 補償基礎額表 階級　勤務年数

	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	１２，９００円	１３，７００円	１４，５００円
分団長及び副分団長	１１，３００円	１２，１００円	１２，９００円
部長、班長及び団員	９，７００円	１０，５００円	１１，３００円

備考

１及び２　【略】

	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
【略】	１３，３４０円	１４，１７０円	１５，０００円
【略】	１１，６７０円	１２，５００円	１３，３４０円
【略】	１０，０００円	１０，８４０円	１１，６７０円

備考

１及び２

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の御殿場市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御殿場市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。